

返戻金に関して

紹介手数料算出のための年収計算方法（理論年収）

理論年収＝「月額固定給×12ヶ月＋標準賞与額」とする。ただし、月額固定給＝「基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他毎月固定で支払われる諸手当」とし、通勤交通費、および時間外・休日・深夜労働手当等変動要因のある手当は含まれない。

紹介手数料の返戻金について

<前提条件>

被採用者が就労開始後、被採用者が自らの都合により退職し、もしくは被採用者の責に帰すべき事由に基づき解雇された場合に発生する。

<返戻金>

就労開始日から2ヶ月以内に退職：紹介手数料の50%相当額。なお、正式入社日前に業務委託やアルバイト等で業務開始した場合は、その期間も当該条項対象期間に含む。